四国中央市国際文具･紙製品展出展事業委託業務

企画提案実施要領

四国中央市

四国中央市国際文具・紙製品展出展事業委託業務
企画提案実施要領

１．目的

本実施要領は、本市が日本有数の紙のまちとして、四国中央市のＰＲ及び市内紙関連事業者のビジネスマッチングの促進を図ることを目的に、展示会への出展を予定しており、出展にあたり必要な準備及び当日のブース運営、出展事業者のビジネスマッチング支援等の業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

２．業務概要

(1) 業務名

四国中央市国際文具・紙製品展出展事業委託業務

(2) 業務内容

業務の目的、仕様等については、別添「四国中央市国際文具・紙製品展出展事業委託業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和９年８月 31 日（火）まで

(4) 提案上限額

一金２４，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

３．選定方式

第１次審査として事務局にて参加資格要件を審査後、第２次審査として企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市国際文具・紙製品展出展事業委託業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって受託候補者を選定する。

４．事務局

四国中央市 産業創生部 紙国再興課

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川４丁目６番 55 号

電話：0896－28－6186　/　FAX：0896－28－6242

Ｅメール：ssk@city.shikokuchuo.ehime.jp

５．参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

(1) 入札参加資格審査申請書（令和７・８年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書(業務委託)）を提出している者又は令和８年 11 月 16 日（月）までに提出する者であり、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

６．参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、優先交渉権者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

７．選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内　　容	時　　期
公募開始	令和８年 11 月４日㈬
質問書の提出期限	令和８年 11 月 12 日㈭ 17 時必着
質問回答日	令和８年 11 月 16 日㈪
入札参加資格審査申請書の提出期限（未提出の場合）	令和８年 11 月 16 日㈪
参加表明書等（第１次審査）の提出期限	令和８年 11 月 17 日㈫ 17 時必着
第１次審査結果通知日	令和８年 11 月 19 日㈭ 予定
企画提案書等（第２次審査）の提出期限	令和８年 11 月 25 日㈬ 17 時必着
第２次審査（プレゼンテーション）の実施日	令和８年 11 月 30 日㈪ 予定
第２次審査結果通知日	令和８年 12 月上旬予定
契約締結日	令和８年 12 月下旬予定

８．質問の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等の内容に関する質疑については、次に掲げる方法で行うこと。

(1) 提出書類

質問書（№4 様式集 様式１）によること。

(2) 提出方法

電子メールにて送信すること。

(3) 受付期限

令和８年 11 月 12 日（木）17 時まで（必着）

(4) 提出先

Ｅメール：ssk@city.shikokuchuo.ehime.jp

(5) 質問への回答方法及び公表

質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答する。また、全ての質問について令和８年 11 月 16 日（月）17 時までに市ホームページで公表する。なお、公平を保てない可能性がある質問については回答しないことがある。

９．参加表明書等（第１次審査）の書類提出

(1) 提出期限

令和８年 11 月 17 日（火）17 時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

(2) 提出先

「４．事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

以下(4)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「四国中央市国際文具・紙製品展出展事業委託業務参加表明書」と記載すること。

(4) 提出書類

以下の様式等については、別添様式を利用すること。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

① 参加表明書　（№4 様式集 様式３）　１部
② 会社概要　（№4 様式集 様式４）　１部
③ 資格事項確認書（№4 様式集 様式５）　１部
④ 業務実績調書　（№4 様式集 様式６）　１部
⑤ 業務実施体制書（№4 様式集 様式７）　１部
⑥ 業務実施責任者・実務担当者一覧表（№4 様式集 様式８）　１部
⑦ 協力会社概要書（№4 様式集 様式９）　１部

※ 様式６については、参加表明者の業務実績のみを記載すること。ただし、企業合併等にお

いて、合併前から継続している業務については記載して構わない。

※ 様式９については、本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

10. 第１次審査の実施

(1) 参加表明に関する提出書類の内容について、事務局による書類審査を実施し、参加資格要件等を審査する。

(2) 参加表明をした者の数が４者を超える場合は、第２次審査の対象者として、委員会において４者を選定する。

11. 第１次審査結果の通知

(1) 通知日

令和８年 11 月 19 日（木）予定

(2) 通知方法

審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書を電子メールにて送信する。また、審査合格者には、下記の事項を併せて通知する。

① 企画提案書で使用する提案者記号（例：Ａ社、Ｂ社、Ｃ社、…等）については、事務局が決定する。

② 第２次審査の日時、会場等

12. 企画提案書等（第２次審査）の書類提出

(1) 企画提案書・価格提案書の提出期限

令和８年 11 月 25 日（水） 17 時必着（提出が遅れた場合は参加を認めない。）

(2) 提出先

「４．事務局」まで

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は信書便により提出すること。

※ 価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法は、様式集を参照のこと。

(4) 提出書類及び提出部数

① 企画提案書（任意様式）：紙媒体･･･12 部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）･･･１枚

※ 別添「№３ 企画提案書作成要領」に基づき作成すること。なお、提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、本市が指定する標記（例：Ａ社、Ｂ社、Ｃ社、…等）を使用すること。また、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）も併せて提出すること。

②企画提案誓約書（№４ 様式集 様式 10）：１部

③価格提案書（№４ 様式集 様式 11）※ 代表者印を押印したもの：１部

ア 価格提案書には、会社名、代表者役職、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 提案金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）を記載すること。

ウ 価格提案書には、提案価格の根拠となる見積内訳書を添付すること。様式は任意とするが、仕様書に記載の業務の内容に応じて記載すること。

エ 価格提案書は、「№.４ 様式集 別紙」のとおり封入及び封緘すること。

13. 第２次審査（プレゼンテーション等）の実施

(1) 開催日時

令和８年 11 月 30 日（月）予定

※ 開始時間及び会場等詳細は、別途電子メールにより連絡する。

(2) 基本的な考え方

① 受託者の選定については、「№.３ 企画提案書作成要領　別紙 評価基準表」①から⑫までの各項目において評価することとする。なお、参加表明書の提出が１者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。

② 提出書類等は、本業務を受託する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、市と優先交渉権者との協議により提案の内容を変更することがある。ただし、公平性の観点から、価格評価を行った場合においては、原則、契約時点で提案価格を増額することはできないものとする。

③ 市は、委員会において選定された優先交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行い、交渉が成立した者を受託者とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

① プレゼンテーションは、１者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は 40 分程度とする。（１者につき説明 30 分以内、質疑 10 分程度）

② 提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などは認めない。ただし、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、プロジェクター、スクリーンコード類（HDMI to HDMI のみ）は市が用意するものとする。

③ 提案者の出席者は３名以内とする。ただし、本業務に携わる者を最低１名含めること。

④ 実施の順番は、本市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果については、企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。）

⑤ 開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

(4) 選定基準

受託者の決定にあたっては、「№3 企画提案書作成要領 別紙 評価基準表」の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、「企画提案書評価」の点数が高い者を上位とし、それでも選定できないときは、委員会の協議により決定する。

① 企画提案書評価点（180 点）

企画提案書等の審査は、二次審査の内容を踏まえた上で、「№3 企画提案書作成要領 別紙 評価基準表」を基に企画提案書評価点を採点する。

企画提案書評価点 ＝ 各選定委員の評価点の合計 ÷ 選定委員数

※ 小数点以下、切り捨てとする。

② 価格評価点（20 点）

価格評価点は、提出があった提案価格のうち最低価格を基準価格とし、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

価格評価点 ＝（基準価格 ÷ 自社提案価格）× 20 点

※ 小数点以下、切り捨てとする。

14. 第２次審査結果の通知

(1) 通知日

令和８年 12 月上旬予定

(2) 通知方法

優先交渉権者及び次点交渉権者にのみ文書にて通知する。また、審査結果を市ホームページで公表する。

15. 業務委託契約

(1) 契約形態

優先交渉権者と交渉が成立した場合に、業務委託契約を締結することとする。

(2) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に基づき随意契約とする。

(3) 契約金額

提案上限額以内で、原則、価格提案書により提案があった金額とする。

(4) 費用の支払

委託料の支払については、業務完了後とする。

(5) 契約保証金

四国中央市契約規則（平成 16 年規則第 50 号）第 43 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第 45 条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(6) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「５.参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

16. 企画提案者の失格要件

(1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
(2) 参加表明者以外の者が行った提案
(3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
(4) 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限等に適合しない場合
(5) 価格提案書記載の提案価格が提案上限額を超える場合
(6) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると委員会が認めた場合
(7) 複数の企画提案書を提出した場合
(8) 審査の公平性を害する行為があった場合
(9) その他、委員会が不適格と認めた場合

17. その他の留意事項

(1) 本企画提案等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
(2) 提出書類の様式については、別添「様式集」のとおりとする。
(3) 提出書類は日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
(4) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
(5) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問合せ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
(6) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
(7) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
(8) 参加表明書提出後、やむなく辞退を希望する場合は速やかに参加辞退届（様式 12）を提出すること。
(9) 価格提案書の開封は、本業務に関係のない職員立会いのもと、事務局において行うものとする。
(10) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。